

指名停止措置を行いました

～「不正又は不誠実な行為」～

北海道開発局は、株式会社ホープに対し、落札決定後に契約締結を辞退したことから指名停止3か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

株式会社ホープは、令和2年12月17日に開札した、網走開発建設部発注の「網走開発建設部管内トンネル外で使用する電気（高圧）」の落札者となりましたが、入札金額に誤りがあったことを理由に、令和2年12月18日に契約を辞退したことから、北海道開発局として株式会社ホープに対し、指名停止措置を行うものです。

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社ホープ	福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番5号

2. 指名停止措置期間：令和3年1月7日～令和3年4月6日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

開発監理部 会計課 会計指導官 武田 雅義（内線5703）

開発監理部 会計課 開発事務専門官 山田 晃弘（内線5832）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>